

三菱電機グループ
グリーン調達基準書



はじめに

三菱電機グループは、長期環境取り組みとして、「環境ビジョン2050」を2019年に策定しました。この「環境ビジョン2050」では、当社グループの在るべき姿を明確化し、2050年に向けた「環境宣言：大気、大地、水を守り、心と技術で未来へつなぐ」と「3つの環境行動指針：1. 多岐にわたる事業を通じて環境課題を解決する。2. 次世代に向けてイノベーションに挑戦する。3. 新しい価値観、ライフスタイルを発信、共有する。」に基づき、「重点取り組み」を示し、環境負荷低減や環境経営基盤の整備に取り組んでまいります。

環境に配慮した製品・サービスの提供のためには、環境負荷の少ない資材の調達、すなわち「グリーン調達」が不可欠となります。このため、三菱電機グループでは2000年9月に「三菱電機グループ・グリーン調達基準書」を策定し、その後の国内外法規制の動向等を踏まえ基準書を改訂しながら環境に配慮した資材調達活動を推進してまいりました。

グリーン調達活動はサプライヤー様のご理解なくしては困難であり、サプライヤー様とのパートナーシップによる更なる推進を目指し、活動していきたいと、ご支援、ご協力の程、宜しく願いいたします。

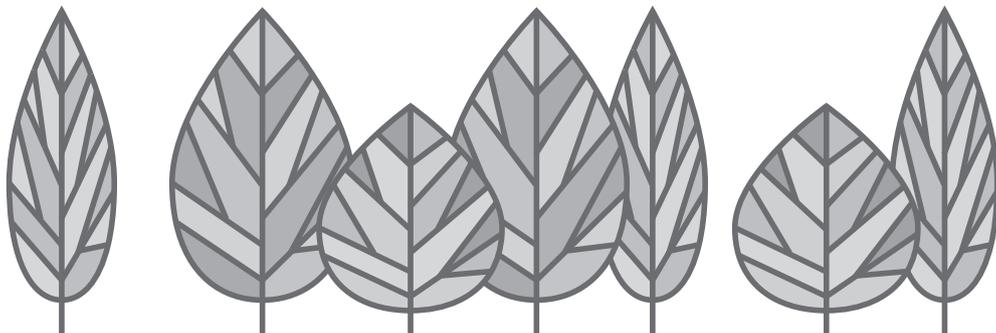
三菱電機株式会社

資 材 部

目次

表紙

はじめに	1/6
I. グリーン調達の方	3/6
1. 目的と適用範囲	
(1) グリーン調達の目的	
(2) グリーン調達の適用範囲	
2. グリーン調達基準	
2-1. サプライヤー様への要求事項について	
(1) 環境管理への取り組み体制	
(2) 製品設計、製造工程、資材に対する環境保全への配慮の状況	
2-2. 三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の取り扱い基準	
(1) 環境リスク物質の区分と取り扱い基準	
(2) グリーン調達で進める製品含有化学物質に関する情報伝達	
(3) 環境リスク物質リストの改訂基準	
II. サプライヤー様の評価について	4/6
III. サプライヤー様へのお願い	5/6
1. サプライヤー様の評価へのご協力をお願い	
2. 環境リスク物質の把握・保証、並びに含有量調査へのご協力をお願い	
3. 環境リスク物質の含有禁止と含有量削減	
4. 省資源化への配慮	
5. 省エネルギーへの配慮	
6. CO ₂ 及び、温室効果ガス排出量削減への配慮	
7. サプライヤー様とのパートナーシップによる環境負荷低減	
8. 使用済み資材の引き取り	
9. グリーン購入の推進	
10. 環境負荷低減に関する覚書の締結	



I. グリーン調達の方針

1. 目的と適用範囲

(1) グリーン調達の目的

三菱電機グループは、サプライヤー様とのパートナーシップに基づくグリーン調達の推進により、環境に配慮した製品をお客様にお届けします。調達・生産のつながりであるバリューチェーン全体での環境負荷を継続的に低減し、また、そのためのガバナンスを強化し、大気、大地、水を守り、心と技術で未来へつなぐ持続可能な社会の実現を目指します。

(2) グリーン調達の適用範囲

この基準は、三菱電機グループに納入いただく全ての資材（※1）の調達活動に適用します。

（※1）資材：三菱電機グループの製品に組み込まれる生産材（原料、材料、部品、ユニット、OEM、製品出荷に用いる梱包材料）及びこれらを三菱電機グループに納入するための梱包材料や、三菱電機グループの製造工程で使用される間接材料（ガス、薬品、設備などのうち、製品に付着する可能性がないもの）を含みます。その他のお取引（ソフトウェア、役務契約など）は、原則としてグリーン調達調査の対象外ですが、必要に応じて調査をお願いする場合がございます。

2. グリーン調達基準

2-1. サプライヤー様への要求事項について

三菱電機グループでは、「Q;品質」、「C;価格」、「D;納期」、「S;サービス」、等の調達基準に加えて、「E;サプライヤー様の環境への取り組み」を調達基準の1つと位置付け、環境取り組み度の高いサプライヤー様から優先してお取引を進めています。

(1) 環境管理への取り組み体制

①ISO14001:2015に基づく環境マネジメント・システム（EMS：Environmental Management System）を構築し、第三者認証を受けていること。

なお、以下の第三者認証を受けている場合は、ISO14001の認証取得と同様に取り扱いします。

ア. EMAS（EU理事会規則「環境監査・監査スキーム」）

イ. エコアクション21

ウ. エコステージの場合は、エコステージ2以上

エ. KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）の場合は、ステップ2以上

オ. 地方版EMSの場合は、KESとの相互認証しているEMSに限り、ステップ2以上

②ISO14001認証等の第三者認証を未取得の場合には、以下の全てを満たしていること。

ア. 環境保全に関する「企業理念」、「方針」、「自主基準・目標」、「方針・目標達成のための実行計画」がある

イ. 環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を持った適切な環境管理を行っている

ウ. 環境保全に関する法規制を遵守している

エ. 環境保全に関する取り組みについて、内部監査の仕組みがある

オ. 以下の項目について、環境保全への積極的な取り組みがなされている（仕組みがあり自主基準・運用により評価を行っている）

(i) エネルギー管理

(ii) 温室効果ガス排出管理と削減活動

(iii) 廃棄物管理

(iv) 化学物質管理

(v) 製品アセスメント（環境配慮設計教育を含む）

(vi) 環境保全に関する教育

(vii) 環境リスク管理

(viii) 水リスク管理（洪水、渇水など物理的リスク対策、取水による周辺地域及び水源地域への影響の把握）

(ix) 持続可能な調達の選択（生物多様性の保全への配慮、操業開始にあたっての環境アセスメントの実施）

(x) 上流サプライヤー様に対する環境管理システム保有の確認、要求

カ. 環境保全に関する緊急事態への対応方法が明確化されている

(2) 製品設計、製造工程、資材に対する環境保全への配慮の状況

製品アセスメントの実施をお願いすることがあります。当社グループへ製品アセスメントの結果について、開示をお願いすることがあります。

①資源の有効活用

ア. 資源の使用に配慮していること

(i) 水、森林、金属など天然資源の節約

(ii) 包装材料の削減

(iii) 製造時における投入資源の削減

(iv) 製造時における排出物削減及び廃棄物発生の最小化

イ. 再使用化に配慮していること

(i) 再使用容易化

(ii) 長寿命化

ウ. リサイクル可能性に配慮していること（再生材の利用、部品の再利用）

エ. 分解性／破碎処理容易化などの処理・処分容易性に配慮していること

- ②エネルギーの効率利用
 - ア. 三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクル（製造、輸送工程など）についてエネルギーの最小化を図っていること
 - イ. 三菱電機グループに納入いただく資材そのものの消費電力・待機電力などエネルギー効率の改善を図っていること（EUのErP指令等の法対応を含む）
- ③温室効果ガス排出量の削減
 - ア. エネルギー起源のCO₂排出量削減に配慮していること
 - イ. 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量削減に配慮していること
- ④環境リスク物質による環境影響への配慮
 - ア. 会社・事業所における化学物質の適正管理と排出抑制
 - (i) 会社・事業所のある世界的、国家及び地方レベルの化学物質に関する環境規制対応
 - イ. 製品に含有される化学物質の適正管理と国内外の法規制等への対応
 - 以下のような国内外の法規制等を考慮し、サプライヤー様の調達、製造、保管、及び出荷の各段階において化学物質の適正管理、遵法対応ができています
 - (i) 日本の化審法、J-Moss（JIS規格：C0950）
 - (ii) EUのRoHS指令（RoHS2）、ELV指令、EU包装・包装廃棄物指令、電池指令
 - (iii) 中華人民共和国 工業情報化部 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
 - (iv) EUのREACH規則、CLP規則
 - (v) その他の各国法規制
 - (vi) 顧客要求などにより進める三菱電機グループの自主規制

2-2. 三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の取り扱い基準

三菱電機グループで定める環境リスク物質を管理すると共に、三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質の含有調査を行い、資材の環境負荷低減を図っています。

(1) 環境リスク物質の区分と取り扱い基準

グリーン調達の「環境リスク物質」とは、別紙の「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」に記載している物質であり、取り扱いの基準を以下の3つのレベルに区分し定義しております。

- ①レベルⅠ「含有・付着禁止物質」：人の健康、又は生態系への影響が著しい物質で、日本国内の法規で使用が禁止されているもの、又は三菱電機グループ自主規制物質
- ②レベルⅡ「削減物質」：レベルⅠに該当しない物質で、国内外の法規、又は三菱電機グループ自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべき物質
- ③レベルⅢ「定量的把握物質」：レベルⅠ、レベルⅡに該当しない物質で、含有量の把握が必要な物質

(2) グリーン調達で進める製品含有化学物質に関する情報伝達

三菱電機グループの製品含有化学物質は、JAMPの製品含有化学物質管理ガイドラインなどに沿った共通形式による製品含有化学物質情報の開示・伝達を実施します。

JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会） <https://chemsherpa.net/>

(3) 環境リスク物質リストの改訂基準

「環境リスク物質」は、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものです。三菱電機グループでは、より適切な活動を進めるために、随時「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」の改訂を行います。最新リストは、当社のウェブサイトにてご確認いただくようお願いいたします。

Ⅱ. サプライヤー様の評価について

三菱電機グループRBA（※2）に加盟したことに伴い、これまでの三菱電機独自の「グリーン認定」制度からRBAに準拠した評価に移行いたします。主要なサプライヤー様には、原則1回/年の実施をお願いいたします。また、評価内容の詳細につきましては、評価依頼時に連絡いたします。

（※2）RBA（Responsible Business Alliance）について

Responsible Business Alliance は、グローバルサプライチェーンにおける社会的、環境的、倫理的責任の改善を目的とした、大手企業による非営利団体です。RBAは行動規範を示しており、継続的な改善を支援するさまざまなプログラムやトレーニング、評価ツールを提供しています。

Ⅲ. サプライヤー様へのお願い

三菱電機グループは、サプライヤー様からいただくRBAに準拠した三菱電機グループのサプライヤー評価及び、製品に含有される化学物質の調査結果を活用することによって、環境に配慮した製品をお客様にお届けし、規制への遵法対応とコンプライアンスを徹底していきます。下記調査へのご協力並びに、バリューチェーン全体での環境保全活動及び環境負荷削減の推進をお願いいたします。

1. サプライヤー様の評価へのご協力のお願い

Ⅱ サプライヤー評価で示したRBAに準拠した三菱電機グループのサプライヤー評価についてご協力をお願いいたします。

2. 環境リスク物質の把握・保証、並びに含有量調査へのご協力のお願い

三菱電機グループに納入いただく資材については、三菱電機グループが定める環境リスク物質(別紙の「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」)の含有の有無と含有量等の最新状況につき把握いただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、サプライヤー様に対して下記(1)～(4)に記載の保証(又は宣言)、調査をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。資材の製造工程における環境リスク物質の使用・削減状況についても、同様の保証(又は宣言)、調査をお願いすることがあります。本調査に対する回答内容に誤りがあった場合、製品の回収が余儀なくされ、場合によっては製品が市場から排除されるなど、多大な損失が発生するおそれがありますので、厳正なご回答をお願いいたします。

(1) RBAに準拠した三菱電機グループのサプライヤー評価への回答

(2) 使用禁止、又は使用廃止への保証(又は宣言)

①三菱電機グループ“レベルⅠ：含有・付着禁止物質”不使用保証書(又は適合宣言書)；

レベルⅠ物質が資材に使用されていないことの保証(又は宣言)をお願いいたします。

②三菱電機グループ“RoHS規制10物質”不使用保証書(又は適合宣言書)；

必要に応じて欧州RoHS規制10物質が三菱電機グループに納入いただく資材に含有されていないことの保証(又は宣言)をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 「管理対象物質」の使用廃止時期の調査

三菱電機グループに納入いただく資材について、国内外の法規制に基づき使用廃止時期に関する調査を必要に応じて実施いたします。

(4) 製品含有化学物質に関する情報開示・伝達

三菱電機グループに納入いただく資材について、経済産業省が主導して開発、推奨し、JAMPが運営するchemSHERPA-AI/CIによる製品含有化学物質情報の調査を必要に応じて実施いたしますので、開示・伝達をお願いいたします。

①製品含有化学物質の調査で「非含有」と回答された法規制化学物質について、納入いただく資材に含有されていないようお願いいたします。また、材料、製法、製品含有化学物質の情報に変更が生じる場合(法規制物質追加・変更を含む)には、速やかに情報の開示・伝達をお願いいたします。

②三菱電機グループでは、インターネットを利用した三菱電機グループ製品含有化学物質管理システム(MelHARo-Web)により、含有化学物質情報の提供をお願いしています。本システム利用のためには、ユーザー登録が必要です。ユーザー登録及び情報提供を必要に応じて依頼させていただきますので、本システムへの入力・データアップロードによる回答をお願いいたします(詳細は、貴社に回答を依頼する三菱電機グループの窓口からご連絡いたします)。

3. 環境リスク物質の含有禁止と含有量削減

別紙の「グリーン調達・調査対象化学物質リスト」のレベルⅠ物質は、含有・付着を禁止、レベルⅡ物質は、含有量の削減に努めていただくようお願いいたします。また、国内外法規制の改正等により使用が禁止される場合は、三菱電機グループの窓口からお願いする期限までに含有・付着を禁止するようお願いいたします。

4. 省資源化への配慮

三菱電機グループに納入いただく資材につきましては、リデュース、リユース、リサイクルにご配慮をお願いいたします。

5. 省エネルギーへの配慮

三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクルにおいて、省エネルギーにご配慮をお願いいたします。

6. CO₂及び、温室効果ガス排出量削減への配慮

三菱電機グループに納入いただく資材の全ライフサイクルにてCO₂及び温室効果ガス排出量の削減にご配慮をお願いいたします。サプライヤー様（事業所単位）のCO₂及び温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを評価するために、三菱電機グループに納入いただく製品の製造、輸送に関わるScope1（事業者自らによる温室効果ガスの直接排出：燃料の燃焼、工業プロセス）、Scope2（他社から供給された電気、蒸気、熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出）及びScope3（自社の事業活動範囲外での間接的排出）の開示にご協力をお願いいたします。（※3）

（※3）地球温暖化対策の推進に関する法律や条例に基づいた内容で算出し、その値を開示願います。

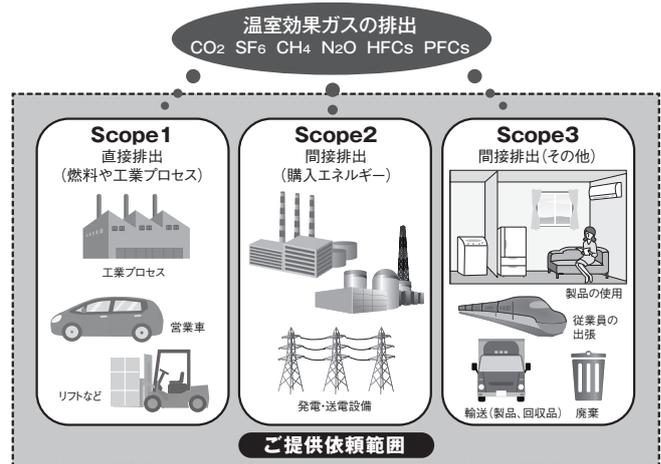


図1 Scope1、Scope2及びScope3の概要図

7. サプライヤー様とのパートナーシップによる環境負荷低減

三菱電機グループが実施する調査の結果をサプライヤー様にフィードバックするなど、環境コミュニケーションを図らせていただきます。調査結果を踏まえたバリューチェーン全体での環境負荷低減に向けた取り組みと、上流サプライヤー様への働きかけを含む環境リスク管理・対策をお願いいたします。

8. 使用済み資材の引き取り

三菱電機グループに納入いただく資材に含有される環境リスク物質に関し、情報開示していただけない場合や、三菱電機グループでの当該物質の処理が困難になった場合には、当該資材について、引き取り（持ち帰り）と処理をお願いする場合があります。

9. グリーン購入の推進

環境負荷低減に向けて、可能な限り、製品や部材のグリーン購入を推進いただくようお願いいたします。

10. 環境負荷低減に関する覚書の締結

必要に応じて、調査への協力などを取り決める覚書を締結させていただく場合があります。

本基準に対するお問合せは、以下にてお受けいたします。

三菱電機株式会社 資材部

TEL：03-3218-2343 FAX：03-3218-2384

E-mail：Pud.Greenprocurement@mf.MitsubishiElectric.co.jp

本グリーン調達基準書は、今後の国内外法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程宜しくお願い申し上げます。

三菱電機株式会社

お問い合わせ先 資材部/〒100-8310 東京都千代田区丸の内2-7-3(東京ビル)

TEL(03)3218-2343 FAX(03)3218-2384

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/gaiyo/shizai/sustainable/index.html>